

空き家[🏠]を管理して家族も地域も安心に[💡]

「もしも」の前に今できること

市では、建築や不動産、法務などの団体と連携して空き家の予防支援、活用促進、管理不全対応に取り組んでいます。

問住宅・建築課 ☎324

空き家を放置していませんか？

空き家になると建築物の傷みが早くなり、そのまま放置すると、さまざまな問題が発生する可能性があります。



登記を確認しましょう

令和6年4月から相続登記が、令和8年4月から住所等変更登記が義務化されました。

登記手続きが複雑化する場合がありますので、早い段階から確認し、整理しておきましょう。登記の手続きについては、管轄の法務局へお問い合わせください。

空き家などに関する相談窓口

空き家などの所有者などが抱えている問題について、今年度新たに協定を結んだ埼玉りそな銀行を含む8団体と協定を締結し、各分野の専門家に相談できる窓口を設けています。



●主な相談内容

- ・現在持っている建物や土地の今後の相談をしたい
- ・遠方に住んでおり、なかなか空き家に来られないため、敷地内の除草などをお願いしたい
- ・建物を解体したいが業者が分からない など

八潮市空家バンクについて

空家バンクは、空き家をお持ちの方と空き家を買いたい・借りたいという方をインターネットを通じて結びつけ、有効な活用を進めていく制度です。

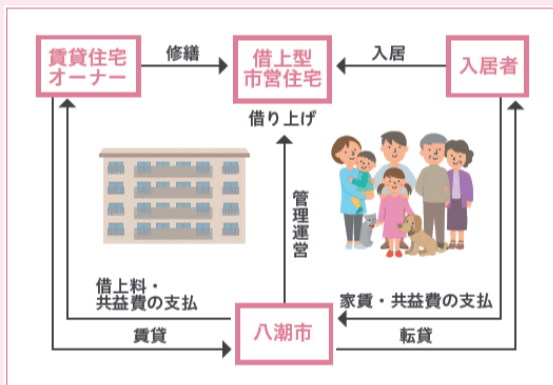


市では、空家バンクに登録するための空き家を募集しています。市内に空き家を所有する方は、市ホームページをご覧ください。市ホームページへお問い合わせください。

民間賃貸住宅を借り上げます ～借上型市営住宅の募集～

市では、民間の賃貸住宅を借り上げて、市営住宅として活用する事業を実施しています。今年度新たに借り上げる民間賃貸住宅を次のとおり募集します。申請者の条件や住宅の基準など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問住宅・建築課 ☎324



募集戸数：11戸（予算枠に達し次第締め切り）
7月1日から、申請書類（住宅・建築課または市ホームページで入手）を住宅・建築課窓口へ※今回の募集は、入居者を募集するものではありません。



八潮市借上型市営住宅制度の見直しをしました

■手続きの効率化

申請時の添付書類を軽減しました。申請から借上開始までの期間を短縮します。

■継続的な募集の実施

不定期な空室の発生に対応できるよう、必要戸数が確保できるまで継続的に募集します。

市営住宅として貸し出すメリット

■安定した収入の確保

10年間の借上期間中（条件により延長可）は、借上料・共益費が空室などに関係なく支払われます。

■管理運営に関する負担軽減

市営住宅としての入居募集・家賃徴収などの管理運営業務は市が行います。なお、借上期間終了後、お借りした住宅は原状回復したうえで賃貸住宅オーナーに返還します。

7月1日
から

旅券（パスポート）の 手数料などが 変わりました

●18歳以上の5年旅券廃止

18歳以上の方は、10年用パスポートのみに変更になります（18歳未満は従来どおり5年用のみ）。

●手数料の変更

旅券受領時に支払う国手数料が引下げになり、新たな手数料が適用されます。

7月1日以降に旅券（パスポート）を申請する場合、次の点が変わります。

問駅前出張所 ☎999-0840、パスポートコーナー ☎932-8010

年齢	旅券種別	改定後手数料
18歳以上	10年	電子申請8,900円 窓口申請9,300円
	残存有効期間同一	電子申請5,400円 窓口申請5,800円
18歳未満	5年	電子申請4,400円 窓口申請4,800円

手数料の改定に伴い、旅券窓口が混雑することが予想されます。

また、申請数が旅券作成可能数を上回る可能性が高いため、交付までの期間が通常（2週間程度）よりかかる場合があります。海外への旅行や出張を予定している方は、十分な時間的余裕をもって申請をお願いします。